寶塔銘に、奉納三十幡神、武州國圓藏坊也、尾州住人吉左衞門作、寬七年六月吉日（信濃國岩村田所ニ堀出ス塔銘中有ニ銅像一ト）みえたる、寶壽と寬との年號、他に考る所なし、穗積氏云、此年號考ふる所なし、寬七年と七の字双鈎に彫たり、銅に彫たるに脫字あるべくも思はれず、又寬の字の上に置たる年號にて、七年までつゞきたるは、寬平、寬弘、寬正、寬永、寬文なり、下に寬字を置たる年號にて、七年までつゞきたるはなし、此物寬平、寬弘、寬治の古物にはあらず、近く寬永寬文の物にもあらず、若くは寬正七年丙戌の時の物にてもあらんか、考べき所なしと云り、左もありなん、古べ年號の字を略書する例あり、

〔眠雲札記 二〕年號單稱

近載以ニ翰墨從事藝林一者、或衒ニ奇競一新、熒ニ惑人眼一、動自稱ニ名手一、可ニ歎也一、予嘗觀ニ某書牘一、末題單係ニ年號一、若ニ弘化稱一レ化、嘉永稱ニ永之類一、如ニ是殆若一レ嫌ニ國朝正朔者然一、且不レ檢ニ出典一、譌襲ニ蹈前人一、施施自得、夫四海率土、靡ニ不一レ被ニ皇澤一、而單係ニ年號一、其忘ニ我之罪一、不レ容ニ於死矣一、按、連珠詩格于濟德夫序、紀ニ年號歲在一曰ニ德酉一、蓋謂ニ元大德歲在一ニ丁酉一也、（中略）于氏事蹟雖ニ傳記無一レ所ニ載、而推ニ思德酉字一、其嫌ニ胡元正朔一者、不レ待レ辨而明白、今世衒レ奇之人、妄倣レ顰、不ニ亦過一レ乎、

〔一話一言 十五〕德酉

五山の僧徒年を紀するに、年號の一字をきりて十二支を書く事多し、横川が京華集に、應仁元年丁亥を仁亥と紀し、萬里の帳中香の序に、延德三年辛亥を延亥と紀せるが如し、これ聯珠詩格の序（易默齋番）に、大德元年丁酉を紀して德酉とあるにならへるなるべし、

〔海錄 十五〕年號と支干を一字づゝかけること、五山僧などに多かり、信長記（卷十四）作物記（相國寺惟高撰）に、永祿元戊午を永午とかけり、また松花堂所藏品圖の中、明岩正因墨蹟にも、文明八丙申を文申とも記せり、これら一時かゝることはやれるなるべし、そのよる所をおもふに、この頃聯珠詩格